

高松市中小企業振興審議会委員募集要領

1 趣旨

高松市では、高松市中小企業基本条例において、中小企業の育成及び振興に関する事項について審議するため、「高松市中小企業振興審議会」を設置することとしております。この度、当審議会委員の任期満了に伴い、次のとおり委員を募集します。

2 募集人数

3人

3 募集期間

令和8年11月13日（金）～令和8年11月30日（月） ※締切日17時必着

4 応募資格

高松市内に住所を有する人又は市内に通勤・通学する人及び市内で事業や活動を行う人で、18歳以上（令和9年2月1日現在）の人。ただし、高松市議会議員及び本市職員（会計年度任用職員を含む。）、また、本市における他の附属機関等（4機関以上）の委員になっている方を除きます。

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、高松市創造都市推進局 産業経済部 産業振興課に、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電子メールの場合、到着確認を行うため、メールがこちらへ届きましたら、受信した旨のメールを返信します（平日17時以降及び閉庁日の場合は翌日以降）。こちらからの返信がない場合は、お手数ですが、電話でお問い合わせいただきますようお願いします。

6 委員の任期

委嘱日（令和9年2月8日）から2年間

7 会議の内容

中小企業の育成及び振興に関する事項について、調査審議していただきます。会議は年1回～3回程度で、1回の会議時間はおおむね2時間程度です。

8 委員の報酬等

1回の会議ごとに、出席者に6,600円（税込み）を支給します。ただし、交通費の支給はありません。

9 選考方法及び結果通知

選考は、書面（応募用紙）及び面接により審査を行い、選考結果は、応募者全員に通知します。面接日は、令和8年12月下旬頃を予定しています。詳細は、後日、担当者から連絡します。なお、提出された応募用紙は返却いたしませんので、御了承ください。

10 送付先・問合せ先

高松市創造都市推進局 産業経済部 産業振興課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話（087）839-2411 メールアドレス shoukou@city.takamatsu.lg.jp

【評価項目】

書類審査	面接審査
・ 市民活動等の経歴 ・ 応募動機・抱負 ・ 自己 P R	・ 中小企業振興に対する考え方 ・ 積極性 ・ 表現力 ・ 協調性

【参考】

高松市ホームページ（高松市中小企業振興審議会）

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/fuzoku/fuzoku/ichiran/sozotoshi_suishin/syouko_up2023.html

高松市中小企業振興審議会委員 応募用紙

（ふりがな） 氏 名	（ ）	男 ・ 女	生年月日	年 （ 月 日 歳）
住 所	〒 —			
職 業		連 絡 先	自 宅 — — その他（携帯Tel） — — メールアドレス （面接等の連絡に必要ですので、昼間連絡のとれる連絡先を記入してください。）	
勤務先又は 所属団体等	※ 役職に就いている場合は役職名も記載してください。			
現在行っている 市民活動等	※ 現在、本市における他の附属機関の委員に就任している場合は、その機関名を記入してください。			
応募動機及び 高松市中小企 業振興審議会 委員に選定さ れた場合の 抱負				
自己PR				

※個人情報の取扱いには十分注意し、適正な管理を行います。